

瑞穂公園陸上競技場整備等事業 実施方針に関する質問への回答

- ・ 瑞穂公園陸上競技場整備等事業実施方針に関して、令和2年4月20日までに寄せられた質問への回答を公表します。多くの質問をいただき、誠にありがとうございました。
- ・ 質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字、脱字及び表記の誤りと判断された箇所については、一部修正しています。
- ・ 質問への回答は、現時点での本市の考え方を示したものです。今後、質問を踏まえた実施方針の内容の詳細化等を行う予定であり、最終的には入札説明書等で提示しますので御留意ください。

令和2年6月
名古屋市

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
1	実施方針	-						用語の定義	協力会社の定義は、特別目的会社から直接業務を請け負うものを言い各構成員から発注されるものは協力会社に該当しない、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	実施方針	2	第1	1	(6)			事業範囲	施設の名称の記載はありますが、当該施設と他の施設との境界が不明となっています。範囲図等で示していただけませんか。特に、P7(9)事業スケジュールが施設ごとに異なるため、どの範囲の工事をどの時期に行うのかが分かるよう示していただけますでしょうか。	入札説明書等に示します。
3	実施方針	2～6	第1	1	(6)			事業範囲	事業範囲に示される各業務は、事業契約とは別に契約されるのでしょうか。	市とSPCが事業契約を締結したうえで、SPCと構成員または協力会社との間で別に業務委託契約を結ぶことを想定しています。
4	実施方針	3	第1	1	(6)			事業範囲 [事業範囲及び主な対象施設]	瑞穂橋および山崎川親水広場の維持管理運営業務は土木事務所と共同管理として△になっていますが、土木事務所の実施内容についてご教示ください。	土木事務所は瑞穂橋及び山崎川親水広場一部の施設の財産を所管しているため、共同で維持管理を行うこととし、実施内容は清掃及び軽微な修繕となります。
5	実施方針	3	第1	1	(6)			事業範囲 [事業範囲及び主な対象施設]	土木事務所と共同管理を予定している項目について、具体的な事業者の業務内容及び土木事務所との業務分担をご教示願います。	No.4の回答を参照ください。
6	実施方針	3	第1	1	(6)			事業範囲 [事業範囲及び主な対象施設]	土木事務所と共同管理を予定している項目について、共同管理の理由をご教示ください。また、具体的な事業者の業務内容及び土木事務所との業務分担をご教示ください。	No.4の回答を参照ください。
7	実施方針	3	第1	1	(6)			事業範囲 [事業範囲及び主な対象施設]	瑞穂橋、山崎川親水広場について、土木事務所との共同管理とは、どのような管理区分となっているのでしょうか。	No.4の回答を参照ください。
8	実施方針	3	第1	1	(6)			事業範囲 [事業範囲及び主な対象施設]	建築中の体育館につきまして本事業上必要となる資料はご提供いただけますでしょうか。(実施設計図一式等) また、工期が令和3年3月15日となっておりますが、実施設計図からの変更点により維持管理費用が増額となる場合は承諾いただけるものとして認識してよろしいでしょうか。	前段については、入札説明書等にて示します。 後段については、基本的にはご指摘のような変更は予定しておりません。
9	実施方針	3	第1	1	(6)			事業範囲 [事業範囲及び主な対象施設]	南北連絡橋・瑞穂橋など、施設以外の構造物の管理が含まれております。 従来の指定管理業務にも、当該対象は含まれておりますでしょうか。 また、橋の管理に関して、これまでの管理内容・仕様について開示いただけませんか。	これまでの指定管理業務には瑞穂橋を除き、構造物の管理が含まれています。橋の管理に関しては、清掃や軽微な修繕、日常点検などの維持管理業務を含めます。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
10	実施方針	4	第1	1	(6)	ア	(7)	設計業務	a事前調査業務は、設計業務にあたる者(設計企業)ではなく、建設業務にあたる者(建設企業)が行ってもよろしいでしょうか。	設計業務にあたる者以外の者が再委託により、設計業務の一部を行うことは可能です。
11	実施方針	4	第1	1	(6)	ア	(ウ)	解体・撤去業務	b解体・撤去にかかる設計業務は、解体・撤去及び建設業務にあたる者(建設企業)ではなく、設計業務にあたる者(設計企業)が行ってもよろしいでしょうか。	解体・撤去及び建設業務にあたる者以外の者が再委託により、解体・撤去及び建設業務の一部を行うことは可能です。
12	実施方針	4	第1	1	(6)	ア	(エ)	建設業務	a 寄付品移設業務とありますが、これは要求水準書(案)p26(6)現存する記念品、(7)既存樹木に記載のある添付資料8「移設品等一覧」を示すのでしょうか。これら以外に移設する「寄付品」があればご提示願います。	ご理解のとおりです。
13	実施方針	4	第1	1	(6)	ア	(エ)	建設業務	e完成式典支援業務は、運営業務にあたる者(運営企業)が行ってもよろしいでしょうか。	運営業務にあたる者以外の者が再委託により、運営業務の一部を行うことは可能です。
14	実施方針	5	第1	1	(6)	イ	(7)	指定管理者が行う業務の内容	指定管理者が行う業務の一覧に開業準備業務が見受けられませんが、開業準備に関する業務はすべて事業者提案という理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	要求水準書(案)第9・2・(4)のとおりです。
15	実施方針	6	第1	1	(6)	イ	(7)	指定管理者が行う業務の内容	要求水準書(案)135頁に記載されている「スその他市が定める業務」の「各種会議への参加」の前に「アジア競技大会への協力・支援」が本頁では欠落しているかと存じますが、いかがでしょうか。	ご理解のとおりです。実施方針を修正します。
16	実施方針	5	第1	1	(6)	イ	(7)	a 一般の利用及び事業の実施に関すること	「・講座、教室等の実施(市の施策として実施するもの)」とありますが、過去5年間における市の施策として実施した講座・教室の実績をご教示ください。	入札説明書等に示します。
17	実施方針	5	第1	1	(6)	イ	(7)	a 一般の利用及び事業の実施に関すること	「・国際的・全国的な大会等の誘致、開催」とありますが、過去指定管理者その他本施設の運営を委託された企業が誘致した大会等の実績をご教示ください。	入札説明書等に示します。
18	実施方針	5	第1	1	(6)	イ	(7)	d 瑞穂運動場の維持管理及び修繕に関すること	瑞穂運動場にて過去実施した修繕等の実績をご教示ください。(建物・設備修繕工事、設備更新工事その他)	入札説明書等に示します。
19	実施方針	5	第1	1	(6)	イ	(7)	d 瑞穂運動場の維持管理及び修繕に関すること	過去10年間の備品及び消耗品購入実績をご教示ください。	入札説明書等に示します。 なお、消耗品については、データがありません。
20	実施方針	5	第1	1	(6)	イ	(7)	d 瑞穂運動場の維持管理及び修繕に関すること	「原型を変えずの修繕および模様替を除く」とありますが、内装を変える修繕もこれにあたるかと考えてよろしいでしょうか。	内装を変える修繕は模様替えとなります。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
21	実施方針	5	第1	1	(6)	イ	(7)	g 緊急時対応に関すること	・災害発生時対応に関すること(広域避難場所の運営を含む。)とありますが、事業者(指定管理者)が広域避難場所の運営主体となり運営するのではなく、市の指示に従い、広域避難場所運営に協力するという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)第10・2・(1)・キのとおりです。
22	実施方針	5	第1	1	(6)	イ	(7)	g 緊急時対応に関すること	「災害発生時対応に関すること(広域避難場所の運営を含む)」とありますが、これは一次対応のみであり、それ以降は貴市の業務という理解でよろしいでしょうか。	No.21の回答を参照ください。
23	実施方針	6	第1	1	(6)	イ	(7)	k ネーミングライツ導入に伴うスポンサーメリット対応業務	①ネーミングライツ事業者はいつ決定される予定でしょうか。 ②また、スポンサーメリット対応業務とは、「維持管理運営別紙13 ネーミングライツ契約にかかる権利について」の中の施設案内標識及び看板の保守、また施設、設備の無償利用に係る対応ということでしょうか。 ③ネーミングライツ事業者における年間の無償利用実績をお示し頂けますでしょうか	①現在のネーミングライツ事業者の期間は令和3年3月31日までです。 ②維持管理運営別紙13に示すスポンサーの権利に関する業務の他、電話応答の際に愛称を使用する、印刷物に愛称を入れる、イベント等の主催者に愛称の使用をお願いするなど、ネーミングライツ対象施設であることを意識した運営をしてください。 ③入札説明書等に示します。
24	実施方針	6	第1	1	(6)	イ	(7)	l パークマネジメント活動業務	l パークマネジメント活動業務は、要求水準書(案)P.80で、設計業務としても位置付けられております。従って、当該業務は、設計業務にあたる者(設計企業)、運営業務にあたる者(運営企業)のいずれが行っても構わないと理解してよろしいでしょうか。	運営業務を考慮して設計業務を実施することを目的としており、事業期間全体に渡ってパークマネジメント活動業務を効果的に実施するため、コーディネータを設置することを要求水準書(案)で定めています。
25	実施方針	6	第1	1	(6)	イ	(7)	m その他市が定める業務	マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知への協力とは具体的にどのような業務を実施するものでしょうか。現在協力している業務をご教示願います。	招待選手の練習対応、事業用物品の保管、施設内設備の操作、市道八勝通線中央分離帯の柵撤去などの業務があります。
26	実施方針	6	第1	1	(6)	イ	(7)	m その他市が定める業務	「・マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知への協力」とありますが、過去の指定管理者の協力内容をご教示ください。	No.25の回答を参照ください。
27	実施方針	6	第1	1	(6)	イ	(7)	m その他市が定める業務	「・各種会議への参加」とありますが、「指定管理者連絡会議」「各種担当者会議」以外で指定管理者の出席が想定される会議をご教示ください。	瑞穂区役所が出席を依頼する区政推進会議などがあります。
28	実施方針	6	第1	1	(6)	イ	(7)	m その他市が定める業務	その他市が定める業務に関する詳細については、別途入札公告等にて公表いただけるのでしょうか。	要求水準書(案)第10・2・(1)・スのとおりです。
29	実施方針	6	第1	1	(6)	イ	(4)	指定管理者が自主事業として実施することができる業務	当該業務の提案は任意であるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)第10・2・(2)に従って任意で提案してください。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
30	実施方針	6	第1	1	(6)	イ	(4)	a「(7)指定管理者が実施する業務」以外で実施することができる業務	列挙された業務等の実施者をSPCから再委託を受ける者(構成員・協力企業)とした場合、当該受託者が指定管理者になるのでしょうか。 それとも事業全体の指定管理者たるSPCが一義的に当該業務等の実施を許可された上で、再委託が認められるということでしょうか。	名古屋市瑞穂公園条例に基づき、指定管理者はSPCになります。(令和2年6月市会にて条例改正予定)
31	実施方針	6	第1	1	(6)	イ	(4)	b 民間収益施設を設置して実施することができる業務	当該業務の実施者をSPCから土地の転貸借を受ける者とした場合、当該転借人が指定管理者になるのでしょうか。 それとも事業全体の指定管理者たるSPCが一義的に当該事業の実施を許可された上で、土地の転貸借が認められるということでしょうか。	土地の使用は都市公園法第5条の許可を受けた者(指定管理者又は指定管理者が選定して市の承諾を得た第三者)に限ります。
32	実施方針	6	第1	1	(6)	イ	(4)	b 民間収益施設を設置して実施することができる業務	SPCから土地の転貸借を受け当該業務を行う実施者は応募コンソーシアムに含める必要はありますでしょうか。	No.31の回答を参照ください。
33	実施方針	6	第1	1	(6)	イ	(4)	b 民間収益施設を設置して実施することができる業務	民間収益施設の建蔽率・用途の制限について、明示いただけないでしょうか。	事業区域内において関係法令に基づき、周辺の環境や景観と調和し、利用状況を勘案した規模及び内容となるよう提案してください。その後、市との協議になります。
34	実施方針	6	第1	1	(6)	イ	(4)	b 民間収益施設を設置して実施することができる業務	b 民間収益施設を設置とありますが、その設置可能範囲、規模等については、事業者で提案可能と理解してよろしいでしょうか。	No.33の回答を参照ください。
35	実施方針	6	第1	1	(7)			事業方式	設計・建設期間中は、本事業に供する土地は無償で使用との記載が御座いますが、維持管理運営期間中の取扱いについて御教示いただけますでしょうか。	設計・建設期間中の本事業の実施に必要な範囲について、都市公園法第6条の許可を与え(民間収益施設用地、道路及び河川を除く)、その使用料は減免とし、実施方針を修正します。なお、指定管理に関する事業については、使用料の減免はありません。
36	実施方針	6	第1	1	(7)			事業方式	民間収益施設用地は、民間収益施設の建設期間中は、地代は無償という理解でよろしいでしょうか。	都市公園法第5条の許可に係る使用料が必要です。
37	実施方針	6	第1	1	(7)			事業方式	自主事業の検討にあたり、民間収益施設に係る使用料(単価)を早期にお示しいただけないでしょうか。	入札説明書等に示します。
38	実施方針	6	第1	1	(7)			事業方式	民間収益施設について、都市公園法第5条第1項の許可を与える予定とありますが、同法第5条の2によるものではないため、所謂Park-PFIは適用されず、用途や建蔽率等の特例を受けるものではないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
39	実施方針	7	第1	1	(9)			事業スケジュール(予定)	「陸上競技場等の設計期間・建設期間には、開業準備期間を含む。」とありますが、開業準備の具体的な期間は事業者の提案によるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	実施方針	7	第1	1	(9)			事業スケジュール(予定)	陸上競技場の設計・建設期間を短縮し、施設引渡し日を早める場合、維持管理運営開始日も早まると思いますが、その終期は令和23年3月までに据え置くのでしょうか。それとも15年間は変わらず終期が前倒しになるのでしょうか。	陸上競技場の設計・建設期間を短縮し、施設引渡し日を早める場合における維持管理運営期間の終期の考え方については、入札説明書等に示します。
41	実施方針	7	第1	1	(9)			事業スケジュール(予定)	施設整備を含まない施設(北陸上競技場、レクリエーション広場、ラグビー場、ラグビー練習場、野球場、相撲場、テニスコート、体育館、ゲートボール場、多目的広場、こども広場、山ももの丘、山崎川親水広場、水防倉庫)の維持管理運営期間は令和5年4月～令和23年3月までという認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	実施方針	7	第1	1	(9)			事業スケジュール(予定)	その他の建築整備施設の維持管理運営期間が令和5年4月～となっていますが、工事着手が令和5年4月以降となっており矛盾しています。維持管理運営期間は設計・建設終了後の令和7年9月～という理解でよろしいでしょうか。	既存施設については、令和5年4月からの維持管理運営の下で整備を行うことになります。新設施設は整備完了後、市に引渡された日からの維持管理運営となります。
43	実施方針	7	第1	1	(9)			事業スケジュール(予定)	その他の建築整備施設について、維持管理運営期間は令和5年4月とありますが、工事着手は令和5年4月以降であり、令和5年4月時点においては、その他の建築整備施設の工事については未着手ですので、令和5年4月～その他建築整備施設竣工までの維持管理運営対象は、既存施設という認識でよろしいでしょうか。	No.42の回答を参照ください。
44	実施方針	7	第1	1	(9)			事業スケジュール(予定)	公園整備施設について、維持管理運営期間は令和5年4月とありますが、工事着手は令和5年4月以降であり、令和5年4月時点においては、施設自体が完成しておらず、維持管理運営の対象物は存在しないと考えられます。令和5年4月～公園整備施設完成の間における維持管理の対象は、実施方針P3の公園整備施設に記載のある緑陰広場～山崎川散策路の既存施設という認識でよろしいでしょうか。	No.42の回答を参照ください。
45	実施方針	7	第1	1	(9)			事業スケジュール(予定)	宿泊研修室以外の「その他の建築整備施設」には何が該当するのでしょうか。	実施方針第1・1・(6)の表【事業範囲及び主な対象施設】を参照ください。
46	実施方針	7	第1	1	(9)			事業スケジュール(予定)	宿泊研修室の全面改修等の設計期間・建設期間が令和8年4月から令和10年3月となっていますが、宿泊研修室の全面改修はアジア大会後に行うという理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
47	実施方針	7	第1	1	(9)			事業スケジュール (予定)	施設用地は令和5年3月末整地完了とありますが、事業者は施設用地の整地費用について見込めば良く、アジア大会完了後の活用方法に関する費用を見込む必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	実施方針	7	第1	1	(9)			事業スケジュール (予定)	施設用地については「令和5年3月末整地完了」とありますが、陸上競技場整備等における工事ヤードとして使用可能と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおり、整地後の暫定利用は自由広場として計画しています。
49	実施方針	7	第1	1	(9)			事業スケジュール (予定)	施設用地の中にある瑞穂区萩山町四丁目10番1に個人の土地建物の所有権登記があります。本事業の対象範囲に含まれますでしょうか。	含まれません。
50	実施方針	7	第1	1	(9)			事業スケジュール (予定)	民間収益施設の設置は任意提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	実施方針	7	第1	1	(9)			事業スケジュール (予定)	民間収益施設の設置ができない場所をお示ください。また建築面積の上限がございましたらお示ください。	No.33の回答を参照ください。
52	実施方針	7	第1	1	(9)			事業スケジュール (予定)	※1に「陸上競技場について、事業者が上記設計期間・建設期間よりも早く施設整備を終えることを可能とした場合には、当該期間を短縮し、施設引渡し日を早める。」とありますが、施設整備期間短縮に伴い、維持管理・運営費用が増加した場合は貴市のご負担という理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等に示します。
53	実施方針	7	第1	1	(9)			事業スケジュール (予定)	※1「陸上競技場について、事業者が上記設計期間・建設期間よりも早く施設整備を終えることを可能とした場合には、当該期間を短縮し、施設引き渡しを早める。」とありますが、陸上競技場の引渡しを早め、維持管理運営期間の前倒しにより増加コストが発生した場合は、貴市の負担との理解で宜しいでしょうか。	No.52の回答を参照ください。
54	実施方針	7	第1	1	(9)			事業スケジュール (予定)	「※1陸上競技場について、事業者が上記設計期間・建設期間よりも早く施設整備を終えることを可能とした場合には、当該期間を短縮し、施設引渡し日を早める」との記載がございますが、設計・建設期間の短縮を評価するという意味合いで解釈してかまわないでしょうか。	入札説明書等に示します。
55	実施方針	7	第1	1	(9)			事業スケジュール (予定)	※2で、民間収益施設を少なくとも維持管理運営期間満了時(令和23年3月末)まで供用することとされているため、民間収益施設を撤去する場合、その期間は事業期間終了後となりますが、当該撤去に関しましては、指定管理者としての権限を保持させていただけるということによろしいでしょうか。	民間収益施設の事業完了は当該施設の撤去復旧までを含めたものになります。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
56	実施方針	8	第1	1	(9)			[本事業のスケジュール(予定)]	宿泊研修室の全面改修完了が令和10年3月となっていますが、想定スケジュールをお示しください。	No.46の回答を参照ください。
57	実施方針	8	第1	1	(9)			[本事業のスケジュール(予定)]	宿泊施設について、「トイレ改修等」と記載されておりますが、要求水準書(案)には当該記載が見当たりません。「3階宿泊研修室等」の一部と考えてよろしいでしょうか。その場合、ワークショップ等では、先行で改修されるトイレは変更しない前提で、整備計画が検討されるという理解でよろしいでしょうか。	前段にはについては、要求水準書(案)を修正します。後段については、トイレは福祉都市環境整備指針等に基づき、事業者の提案により改修してください。
58	実施方針	8	第1	1	(9)			[本事業のスケジュール(予定)]	宿泊研修棟の整備は、陸上競技場供用後の実施が予定されておりますが、スケジュールをずらす理由をご教示願います。	アジア競技大会まで現状のまま利用する予定です。
59	実施方針	8	第1	1	(9)			[本事業のスケジュール(予定)]	施設によって完成時期が異なると考えられますが、事業契約上の引渡し(所有権移転)は、建物の完成時期に沿って行われると考えてよろしいでしょうか。建物の場合、完成後6カ月以上後の引渡しになりますと、SPCに不動産取得税が課税される可能性があります。課税される場合、入札価格に見込むことになり、入札価格の上昇につながりますので、ご配慮願います。	ご理解のとおりです。
60	実施方針	8	第1	1	(9)			[本事業のスケジュール(予定)]	建築整備施設について、陸上競技場等の改築のため、契約締結(令和3年7月)から令和8年3月末までの間、事業者が工事のために使用できるエリアを具体的にご教示願います。	周辺の環境や景観と調和し、利用状況を勘案した計画に基づき、工事のために使用する範囲が最小となるよう提案してください。詳細については、その後、市との協議になります。
61	実施方針	8	第1	1	(9)			[本事業のスケジュール(予定)]	建築整備施設及び公園整備施設は、各施設整備にあたり、全面的若しくは一部の閉鎖が必要になると考えますが、施設毎に全面的閉鎖の可否、閉鎖できるエリア、閉鎖可能な時期・曜日・時間帯等、施工の条件をご教示願います。	市民による既設施設の利用が継続されるため、順次整備していくにあたり閉鎖範囲が変わっていきます。全体整備スケジュールを出した上で、市と調整しながら実施してください。
62	実施方針	8	第1	1	(9)			[本事業のスケジュール(予定)]	建築整備施設及び公園整備施設の各施設整備について、整備の順序はご指示いただけるのでしょうか。それとも、提案に任されるのでしょうか。	特記されている事項以外については、公園の使用状況等を考慮した上で提案してください。その後、市との協議になります。
63	実施方針	8	第1	1	(10)	ア		市が支払うサービス購入料	本件の対象敷地である貴市は事業所税の課税団体ですので、本件が事業所税の負担を要する場合、サービス購入料に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	実施方針	8	第1	1	(10)	ア	(ア)	整備業務にかかる対価	整備業務にかかる対価につき、ご想定されている一時支払い分と割賦部分の割合をご教示いただけますでしょうか。	入札説明書等に示します。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
65	実施方針	8	第1	1	(10)	ア	(7)	整備業務にかかる対価	一時金(整備業務にかかる対価のうち、設計・建設期間中に支払われる一定額)の割合は、整備業務にかかる対価に対してどの程度を想定されておりますでしょうか。また、支払時期も見込みで結構ですのでご教示願います。	入札説明書等に示します。
66	実施方針	8	第1	1	(10)	ア	(7)	整備業務にかかる対価	整備業務にかかる対価のうち、残額を維持管理運営期間中に毎年度均等に支払うとございますが、割賦方式という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は入札説明書等に示します。
67	実施方針	8	第1	1	(10)	ア	(7)	整備業務にかかる対価	「一定額を設計・建設期間中に支払い、その残額を維持管理運営期間中において毎年度均等に支払う」とありますが、均等払いは令和8年度から始まり、完了時期が令和9年度末となる宿泊研修棟の改修費用は、当該完了後に別途支払われると理解してよろしいでしょうか。	契約の中に含まれます。
68	実施方針	9	第1	1	(10)	ア	(4)	維持管理運営業務にかかる対価	維持管理運営業務には、「(イ)指定管理者が自主事業として実施することができる業務」が含まれておりますが、自主事業にかかる費用に対してもサービス対価が支払われるという理解でよろしいでしょうか。	自主事業は、自主財源で実施してください。
69	実施方針	8	第1	1	(10)	ア	(ウ)	統括管理業務にかかる対価	当該業務はSPC設立からSPC清算までの期間が対象業務期間となりますが、対価の支払い方法について御教示いただけますでしょうか。	毎年度均等支払いを想定しています。詳細は入札説明書等示します。
70	実施方針	9	第1	1	(10)	ア	(ウ)	統括管理業務にかかる対価	要求水準上、統括マネジメント業務は事業期間を通じて行うとありますので、当該対価は事業期間(設計、建設、維持管理運営期間)を通じて支払われる想定でしょうか。	ご理解のとおりです。
71	実施方針	9	第1	1	(10)	イ		施設運営収入	瑞穂公園条例および施行細則をお示ください。また瑞穂運動場条例との関係をお示ください。	瑞穂運動場条例を改正して瑞穂公園条例としました。名古屋市公式ウェブサイトに掲載されますが、改正から掲載までに時間差があるため、入札説明書等の資料配布でもお示しします。
72	実施方針	9	第1	1	(10)	イ		施設運営収入	基準額からの範囲が定められている利用料金については、事業者からの提案が認められるのでしょうか。また、認められる場合の評価の考え方についてご教示いただけませんか。	瑞穂公園条例に基づいて利用料金を提案できます。評価基準については、入札説明書等に示します。
73	実施方針	9	第1	1	(10)	ウ		自主事業収入	自主事業収入による指定管理料の縮減に関する提案を行った場合、縮減額又は縮減率に応じて評価点が付与されるという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等に示します。
74	実施方針	11	第2	2				選定の手順及びスケジュール(予定)	入札予定価格については、令和2年7月上旬の「入札公告、入札説明書等の公表」時に公表されるという認識で宜しいでしょうか。	その予定です。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
75	実施方針	11	第2	2				選定の手順及びスケジュール(予定)	入札説明書等に関する質問の受付が2回予定されておりますが、同じ入札説明書等に対するものでしょうか。あるいは入札説明書等が2回に分けて公表され、それぞれに対して質問を受け付けるということでしょうか。	同じ入札説明書等を想定していますが、その間に修正する場合があります。
76	実施方針	11	第2	2				選定の手順及びスケジュール(予定)	「入札説明書等に関する質問回答の公表」から「参加表明の受付(資格審査書類の受付)」までの期間が予定スケジュールでは非常に短く、3週間程度いただけませんかでしょうか。	ご意見として承ります。
77	実施方針	11	第2	2				選定の手順及びスケジュール(予定)	官民対話の実施日程が令和2年11月上旬になっていますが、入札書等の受付が同年12月下旬とその間1ヶ月弱しか時間がなく、軌道修正が難しいことが予想されます。つきましては、3か月以上の期間を得るために官民対話の実施を早めて頂けないでしょうか。具体的には入札説明書等に関する質問受付締切(2回目)の前の9月中旬頃に実施して頂けるとそれを踏まえた効率的な質問を作成できると推察します。	ご意見として承ります。
78	実施方針	11	第2	2				選定の手順及びスケジュール(予定)	「提案書に関する事業者ヒアリング」の内容について特に表記がございましたが、入札書、事業提案書の受付後にプレゼンテーション及びヒアリングを実施するとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	実施方針	11	第2	2				選定の手順及びスケジュール(予定)	新型コロナウイルス感染拡大防止を図るための「緊急事態発令」により様々な規制・自粛が求められている中、本事業に関するスケジュールや公募作業等についてご配慮いただきますようお願い申し上げます。	ご意見として承ります。
80	実施方針	11	第2	2				選定の手順及びスケジュール(予定)	今回の緊急事態宣言発出により、スケジュールにどの程度影響が想定されますでしょうか。	現時点では特に想定しておりません。
81	実施方針	12	第2	3	(4)			入札説明書等に関する質問受付、回答公表	正当な利益を害するおそれがあると応募者が判断する質問につきましては、応募者から非公表としていただくよう要望することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
82	実施方針	13	第2	3	(6)			官民対話の実施	正当な利益を害するおそれがあると応募者が判断する質疑応答等につきましては、応募者から非公表としていただくよう要望することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
83	実施方針	13	第2	3	(7)			入札書及び事業提案書の受付	提案するのあたり、既存公園配置図や既存施設の平面図、立面図、断面図、構造図、設備図等の各種図面及びCADデータをご提供いただけますでしょうか。	提供可能なデータについては、入札説明書等に示します。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
84	実施方針	13	第2	3	(7)			入札書及び事業提案書の受付	提案するにあたり、既存公園配置図や既存施設の平面図、立面図、断面図、構造図、設備図等の各種図面及びCADデータをご提供いただけますでしょうか。	提供可能なデータについては、入札説明書等に示します。
85	実施方針	14	第2	4	(1)	ア		応募者の参加要件等	ここで言う「企業」の定義は、「法人」でもよいのか具体的に教えてください。	法人も企業に含まれます。
86	実施方針	14	第2	4	(1)	ア		応募者の参加要件等	整備業務、維持管理運営業務、統括管理業務以外の業務を行う企業は、アの共通の資格要件を具備すればよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	実施方針	14	第2	4	(1)	ア		応募者の参加要件等	整備業務、維持管理運営業務、統括管理業務において、当該業務に関連して専門的な技術・ノウハウを必要とする提案を担当予定の専門企業が応募者に参加する場合、当該企業は、当該提案に必要な許認可、及び、アの共通の資格要件を具備すればよいと理解してよろしいでしょうか。	実施方針第2・4の応募者の参加資格要件のとおりです。
88	実施方針	14	第2	4	(1)	ア		応募者の参加要件等	参加表明書に協力的会社と担当業務を明記した場合、それ以外の業務を委託することは可能でしょうか。	資格要件を満たす限りにおいては、複数の業務を担当することを明記した参加表明を認めます。
89	実施方針	14	第2	4	(1)	ア		応募者の参加要件等	「応募に当たっては、応募者の構成員及び協力的会社の名称及び携わる業務を、それぞれ参加表明書に明記しなければならない。」とありますが、応募時に記載した協力的会社の担当業務が、実施時に無くなっても問題は無いでしょうか。万が一、応募者間同士での協議がまとまらなかった場合を想定しています。	実施方針第2・4・(2)の応募者の失格及び構成員等の変更のとおりです。
90	実施方針	14	第2	4	(1)	ア	(イ)	応募者の参加要件等	参加表明及び参加資格確認に必要な書類の提出期限時点において、参加要件具備が確認されることから、指名停止を受けていないことが求められる期間の始期は、参加表明からとしていただけませんか。	ご意見として承ります。
91	実施方針	14	第2	4	(1)	ア	(イ)	応募者の参加要件等	参加者に共通する要件として、代表企業以外の参加者であっても、貴市の入札参加資格者名簿への登録が必要でしょうか。必要な場合、現時点で入札参加資格の認定を受けていない者は、参加表明までに新たに申請して認定を受ければよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段についても、ご理解のとおりです。
92	実施方針	14	第2	4	(1)	ア	(イ)	応募者の参加要件等	建設業者として安全管理に万全を期すのは当然のことですが、本事業とは無関係の工事等において発生した不慮の労災事故による指名停止は欠格要件から除外していただけないでしょうか。本事業は建設業者だけでなく、多岐にわたる業種の事業者が協働して取り組むものですので、一社が欠格になった事により全事業者が断念せざるを得なくなるリスクは最小限としていただけませんか。	ご意見として承ります。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
93	実施方針	14	第2	4	(1)	イ		各業務にあたる者の参加要件	統括管理業務にあたる者の参加要件は特にないという理解でよろしいでしょうか。	第2・4・(1)・アの要件を満たす必要があります。
94	実施方針	15	第2	4	(1)	イ		各業務にあたる者の参加要件	備品調達についての参加要件は特にないと理解でよろしいでしょうか、ご教示ください。	第2・4・(1)・アの要件を満たす必要があります。
95	実施方針	15	第2	4	(1)	イ		各業務にあたるものの参加要件	「イ 各業務にあたる者の参加要件」に記載のないその他業務(ファイナンシャルアドバイザー業務等)で構成員若しくは協力企業として入札参加する場合の参加資格要件についてご教示ください。	第2・4・(1)・アの要件を満たす必要があります。
96	実施方針	15	第2	4	(1)	イ		各業務にあたる者の参加要件	各業務が別途契約される場合、あたる者とは、各業務の契約者(受注者である元請(下請以下を含まない)を指すとの理解で宜しいでしょうか。	SPCから各業務の発注を受け、SPCと業務委託契約を結ぶ契約者を指します。
97	実施方針	16	第2	4	(1)	イ	(7)	設計業務にあたる者の要件	PFIやデザインビルド方式の構成員や協力会社での設計実績は要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、代表構成員や代表企業としての実績に限ります。
98	実施方針	16	第2	4	(1)	イ	(7)	設計業務にあたる者の要件	公園の設計の実績について、瑞穂公園の面積(24.4ha)を上回る海外の国立公園の実績は、実績としてお認めいただけますでしょうか。	実施方針第2・4の応募者の参加資格要件のとおりです。
99	実施方針	15,16	第2	4	(1)	イ	(7)(4)	設計業務にあたる者の要件 工事監理業務にあたる者の要件	設計業務及び工事監理業務の参加要件に関して、a・b・cの要件を満たしdの要件は満たさない会社とdのみ要件を満たす会社の2社であれば参加要件は満たしているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、担当業務もそれぞれが要件を満たす範囲とする必要があります。
100	実施方針	16	第2	4	(1)	イ	(4)	工事監理業務にあたる者の要件	実績は、設計業務と同じものとなっておりますが、設計業務が完了していれば実績と認められると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	実施方針	16	第2	4	(1)	イ	(4)	工事監理業務にあたる者の要件	公園の工事監理の実績について、瑞穂公園の面積(24.4ha)を上回る海外の国立公園の実績は、実績としてお認めいただけますでしょうか。	実施方針第2・4の応募者の参加資格要件のとおりです。
102	実施方針	17	第2	4	(1)	イ	(ウ)	解体・撤去及び建設業務にあたる者の要件	本事業では、特殊な分野の専門性の高い工事も必要になると考えられます。当該工事に特化して事業展開している専門業者が参加し、より良いご提案ができるよう、a、b、cの基準を緩和いただけませんか。	ご意見として承ります。
103	実施方針	17	第2	4	(1)	イ	(エ)	維持管理業務にあたる者の要件	複数の者で業務にあたる場合は、その内の1者でaとbの両方の要件を満たす必要はあるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
104	実施方針	17	第2	4	(1)	イ	(エ)	維持管理業務にあたる者の要件	「a 令和元・2年度名古屋市競争入札参加資格審査」は、本公告にかかる入札の開札日までに本資格を有することとありますが、本資格について入札の開札日までに取得完了すれば良いという認識でよろしいでしょうか。 また、実施方針P11に記載されている「選定の手順及びスケジュール(予定)」には、令和2年8月下旬に「参加表明の受付(資格審査書類の受付)」が予定されておりますが、本資格審査書類には上記競争入札参加資格の証明は含まれないということでしょうか。 資格証明が必要な場合、万が一申請書類が手続き中だった場合、申請の受領証でも受付していただけるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	実施方針	17	第2	4	(1)	イ	(エ)(オ)	維持管理業務にあたる者の要件 運営業務にあたる者の要件	「維持管理業務」又は「運営業務」とは、実施方針5頁「イ 維持管理運営業務」のどれに当たりますでしょうか。定義をご教示ください。(要求水準書(案)も同様です。)	維持管理業務は第1・1・(6)・イ・(ア)の「d」、「e」にあたり、運営業務はそれ以外が該当します。
106	実施方針	17	第2	4	(1)	イ	(オ)	運営業務にあたる者の要件	複数の者で業務にあたる場合は、その内の1者でaとbの両方の要件を満たす必要はあるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	実施方針	17	第2	4	(1)	イ	(オ)	運営業務にあたる者の要件	1年以上の建築物(陸上競技場、野球場、サッカー場、ラグビー場、プール又は体育館等のスポーツ施設)の運営実績を有していることとありますが、陸上競技場、野球場など、それぞれひとつの施設の運営実績が有れば良いのか、全ての施設の運営実績が有れば良いのかご教示ください。 また、それが一括した施設なのか、一括でなくとも良いのかもご教示ください。	前段については、1つ実績があればよいです。 後段については、一括した施設でなくてもよいです。
108	実施方針	18	第2	4	(2)	ア		参加資格要件を欠いた場合の措置	代表企業を除く構成員が参加資格要件を欠いた場合において、残りの企業で参加資格を満たしており業務が充分遂行できると貴市が判断できる場合は失格には該当しないとしていただけないでしょうか。 また、やむを得ない事由以外で参加資格要件を欠いた場合でも、参加資格を喪失した法人の代わりとなる参加資格要件を満たす企業を新たに申請し、貴市が十分に業務遂行可能と認めた場合は変更可能としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
109	実施方針	18	第2	4	(2)	ア		参加資格要件を欠いた場合の措置 (代表企業)	代表企業が参加資格要件を欠いた場合、応募者を失格とすることは、応募者及び代表企業にとって過大なリスクかと存じます。つきましては、代表企業の業務を他の構成員もしくは協力企業が代替して実施できる場合、応募者は継続して本事業への入札が可能としていただけますでしょうか。	ご意見として承ります。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
110	実施方針	18	第2	4	(2)	ア		参加資格要件を欠いた場合の措置 (代表企業を除く構成員)	やむを得ない事由に限らず、参加資格要件を欠いた代表企業を除く構成員の業務を他の構成員もしくは協力企業が代替して実施できる場合、応募者は継続して本事業への入札が可能とさせていただきますでしょうか。	ご意見として承ります。
111	実施方針	18	第2	4	(2)	ア		参加資格要件を欠いた場合の措置 (代表企業を除く構成員)	参加表明の資格審査結果の通知後に、代表企業を除く構成員が実施方針14P(エ)の指名停止措置を受け、参加資格要件を欠くこととなった場合、これは、「やむを得ない事由」に該当せず、構成企業(代表企業ではない)の変更は不可であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	実施方針	18	第2	4	(2)	イ		応募者の構成員等の変更可否	事業期間において、よりリスクをコントロール出来るものが代表企業を務めるものと考えますが、建設期間と維持管理運用期間の切替時において、代表企業と構成員が出資割合を変更し、代表企業の役を交代できるよう検討いただけないでしょうか。	実施方針第2・6・(2)エのとおり、設計期間・建設期間終了後における出資比率の変更は可としますが、代表企業の役を交代することは不可です。
113	実施方針	18	第2	4	(2)	イ		応募者の構成員等の変更可否 (協力企業)	協力会社を新たに“追加”することは可能でしょうか。	市が認めた場合は追加・変更を可とします。
114	実施方針	18	第2	4	(2)	イ		応募者の構成員等の変更可否 (協力企業)	協力会社の変更条件については、具体的にどのような条件が認められるのかご教示頂けますでしょうか。 また、ここでいう「変更」には「脱退」も含まれますでしょうか。	市との協議によります。
115	実施方針	20	第2	5	(3)	イ	(7)	基礎審査	「市は、事業提案書に記載されている内容が、入札説明書等に記載している事項をはじめ、本事業の基本的条件及び要求水準を充足していることについて確認する。その結果、一つでもその要件に適合していない場合は、入札参加者に確認の上、失格とする。」とのことですが、万一要件不適合の項目があったとしても事前に入札参加者に確認を頂き、入札参加者には是正する機会があるという理解で宜しいでしょうか。	原則として是正する機会は考えておりません。
116	実施方針	20	第2	5	(3)	イ	(4)	総合評価	審議会には価格は開示せず、審議会は提案評価のみを実施されると解釈してよろしいでしょうか。	入札説明書等に示します。
117	実施方針	20	第2	1	(4)	ア		落札者の決定・公表	「※1 不正2事由」とは、本事業に限られると認識してよろしいでしょうか。	本事業に限りません。
118	実施方針	20	第2	5	(4)	ア		落札者の決定・公表	独禁法違反に関する事由は、本事業に関する違反と考えてよろしいでしょうか。	No.117の回答を参照ください。
119	実施方針	20	第2	5	(4)	ア		落札者の決定・公表	不正2事由については、本事業に関して記載された事態が生じた場合のみ適用されるものと理解してよろしいでしょうか。	No.117の回答を参照ください。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
120	実施方針	21	第2	5	(6)			事業者を選定しない場合	「市の財政負担縮減の達成が見込めない」場合は選定しない場合があるとある。これは37ページリスク分担表「整備事業中止・延期・遅延リスク」「市の事由によるもの」に当たると考え、応募費用は市負担との理解で宜しいでしょうか。	本事業の応募にかかる費用は、全て応募者の負担とします。
121	実施方針	22	第2	6	(2)	ア		特別目的会社の設立等	落札者は仮契約締結までに特別目的会社を設立とあるが、仮契約及び事業契約締結を市と行う者は、事業者＝特別目的会社との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	実施方針	22	第2	6	(2)	ア		特別目的会社の設立等	落札者は仮契約締結までに特別目的会社を設立とあるが、特別目的会社設立の目的と役割を具体的にお示してください。	特別目的会社の目的と役割は本事業の実施方針、要求水準書、入札説明書等に示す事業目的、事業範囲、役割等示されたものになります。また、事業全体の権利義務を一本化し、効率的・効果的な事業を期待するものです。
123	実施方針	22	第2	6	(2)	ア		特別目的会社の設立等	代表企業が最大出資者となる範囲は、構成員全体の出資比率でしょうか。それとも発行済み株式(議決権株式)全体でしょうか。	代表企業が最大出資者となる範囲は、発行済株式全体です。
124	実施方針	22	第2	6	(2)	ア		特別目的会社の設立等	SPCへの構成員全体の出資比率の合計は総数の50%を超えるとありますが、50%を超えていれば、本事業に係る業務を行わない企業が出資できるという認識でよろしいでしょうか。また、その場合、当該企業は応募者の一員として参加表明をしなくてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。本事業に係る業務を担わない者は必ずしも参加表明をする必要はありません。
125	実施方針	22	第2	6	(2)	イ		特別目的会社の設立等	資本金について、本事業を安定的に実施するのに十分な額との記載が御座いますが、貴市として想定される資本金額は御座いますでしょうか。また、資本金でなくとも資本性を有すると認識しうる株主劣後融資等が存在する場合、当該借入金額も勘案されとの認識でよろしいでしょうか。	前段については、資本金の額として市が想定しているものではありません。後段については、株主劣後融資等の借入金額の有無については事業者の計画によります。
126	実施方針	22	第2	6	(2)	イ		特別目的会社の設立等	特別目的会社は閉鎖会社との記載が御座いますが、株式の譲渡制限を課していること等が想定されますが、疑義回避の為、定義の明確化をお願いできますでしょうか。なお、会社法上の公開会社でない株式会社を閉鎖会社と定義している場合はその旨御教示賜りたく存じます。	本事業における閉鎖会社とは、会社法上の公開会社ではない株式会社と定義します。
127	実施方針	22	第2	6	(2)	エ		特別目的会社の設立等	条件付きではありますが、特別目的会社の株式を設計・建設期間終了後に構成員間の譲渡を認める意図をご教示頂けますでしょうか。	事業の各段階において、適切にリスクを分担することを可能とすることを意図しています。
128	実施方針	22	第2	6	(2)	エ		特別目的会社の設立等	出資比率の変更の実施において、SPCと金融機関との間での株式質権設定契約が既に締結済みである際には、株式質権設定契約を改めて締結する必要があります。その際には、再度、貴市からの株式質権設定契約にかかる事前承諾もいただく必要がありますでしょうか。	市との協議になります。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
129	実施方針	22	第2	6	(2)	エ		特別目的会社の設立等	構成員間の譲渡(出資比率の変更)については認めるとあるのは、代表企業の変更も可能ということでしょうか。	代表企業の変更は認めません。
130	実施方針	22	第2	6	(2)	エ		特別目的会社の設立等	本事業は金融機関よりプロジェクトファイナンスにて資金を調達することが想定されますので、当該資金調達に要する各種担保権設定については御承諾いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	原則承諾する予定ですが、金融機関と市の直接協定の内容及び協議を踏まえて判断します。
131	実施方針	22	第2	6	(2)	エ		特別目的会社の設立等	本事業における資金調達に際して、プロジェクトファイナンスで資金調達を行う場合、SPCと金融機関との間で株式質権設定契約を締結することが一般的ですが、株式質権設定契約の締結の際には貴市からの事前のご承諾をいただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	原則承諾する予定ですが、金融機関と市の直接協定の内容及び協議を踏まえて判断します。
132	実施方針	22	第2	6	(2)	エ		特別目的会社の設立等	設計・建設期間終了後、構成員間の譲渡は貴市の御承諾事項ではないとの理解でよろしいでしょうか。	市との協議になります。
133	実施方針	22	第2	6	(2)	エ		特別目的会社の設立等	設計期間・建設期間終了後における構成員間の譲渡(出資比率の変更)を実施する場合には、貴市からの事前の承諾なく変更することが可能ということでしょうか。	市との協議になります。
134	実施方針	22	第2	6	(3)			事業契約の締結	事業者を構成する企業、4～6ページの各業務が個別契約される場合の契約者について、応募者、構成員、協力会社、特別目的会社等との関係にかかる条件をお示ください。(単体、特定JV、あるいは任意のコンソーシアム等の構成形態、構成員以外の特別目的会社への出資企業の可否、協力会社以外の別目的会社の協力企業の可否 など)	実施方針に示すとおりです。
135	実施方針	23	第2	7	(2)			著作権等	「市は、..事業提案書の全部又は一部を無償で使用できる。」とありますが、使用される場合は、事前に事業者の承諾を得て使用されるという理解でよろしいでしょうか。	市が必要と認めて事業提案書の全部又は一部を使用する場合は、事業者の確認を行います。
136	実施方針	23	第2	7	(2)			著作権等	貴市が提案書を使用(公表)する際は、提案書作成者への事前の打診・確認があるという理解で宜しいでしょうか。	No.135の回答を参照ください。
137	実施方針	25	第3	4	(4)			モニタリング結果に対する措置	維持管理・運営業務に対する貴市からのモニタリングによって減額となるサービス購入料の対象は維持管理・運営業務にかかるサービス購入料であり、整備業務にかかる対価は対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、モニタリング結果に対する措置の詳細は、入札説明書等に示します。
138	実施方針	26	第4	1	(2)	ア	(ア)	建築整備施設(観客席)	観客席の概要に「約30,000席」「仮設席約5,000席を設置し合計35,000席以上」とありますが、観客席、仮設席の席数の許容範囲はどの程度かご教示願います。	観客席は原則30,000席以上設置し、仮設席を含めて35,000席以上としてください。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
139	実施方針	26	第4	1	(2)	ア	(7)	建築整備施設 (観客席)	「約5,000席の仮設席を別途設置」とありますが、仮設席約5,000席はアジア大会の開閉会式時以外に設置する頻度をご教示願います。	具体的な内容については設計時の協議によります。
140	実施方針	26	第4	1	(2)	ア	(7)	建築整備施設 (観客席)	仮設席約5,000席について、アジア大会後は撤去するのでしょうか。それとも倉庫に収納し、大規模大会時等に設営できるよう備えておくのでしょうか。	具体的な内容については設計時の協議によります。
141	実施方針	26	第4	1	(2)	ア	(7)	建築整備施設 (屋根)	観客席約30,000席を全て覆う屋根について、利用目的に関わらず、常時覆う必要はありますでしょうか。	常時覆う必要があります。
142	実施方針	27	第4	1	(2)	ア	(7)	建築整備施設 (史跡・遺跡)	整備するガイダンス機能(展示機能)について、要求水準書記載事項以外で、規則や制限、仕様等はあるのでしょうか。例えば、PFIで整備予定の宿泊施設内に設置してもよろしいのでしょうか。	要求水準書の記載事項を遵守しつつ、事業者の提案に基づき、今後の学芸員との協議、文化庁及び有識者の指導を踏まえ、整備していくこととなります。なお、宿泊施設内に設置することは想定していません。
143	実施方針	27	第4	1	(2)	ア	(7)	建築整備施設 (市道)	「市道」の廃道予定に「市道師長田辺下山町中線の一部」とありますが、範囲を示していただけますでしょうか。	廃道予定範囲については、入札説明書等に示します。
144	実施方針	27	第4	1	(2)	ア	(7)	建築整備施設 (市道)	「廃道に伴い交通処理が必要な箇所については、協議の上、必要な整備を行う」とありますが、具体的にどのような整備でしょうか。事業区域外において整備が必要となった場合は、事業範囲外と理解してよろしいでしょうか。	事業者提案に基づいて関係機関と協議の上、廃道範囲が決定することになります。よって、廃道後や工事中の具体的仕様については関係機関との協議により決定することになります。
145	実施方針	26	第4	1	(2)	ア	(7)	建築整備施設 (市道)	市道の廃道に伴い、交通処理が必要な箇所については、協議の上、必要な整備を行うとありますが、協議先及び必要な整備内容の確定時期をご教示ください。	No.144の回答を参照ください。
146	実施方針	27	第4	1	(2)	ア	(7)	建築整備施設 (市道)	現在の道路の位置及び廃道を予定しているエリアを図示ください。また廃道手続きは、貴市の責任において実施されるという理解でよろしいでしょうか。	現在の道路の位置及び廃道を予定しているエリアは入札説明書等に示します。 廃道に係る行政手続きは、本市において実施します。ただし、市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行っていただきます。
147	実施方針	27	第4	1	(2)	ア	(7)	建築整備施設 (市道)	廃道手続きのスケジュールをお示しください。また、手続きによる当事業の施設整備スケジュールへの影響の有無についてお示しください。	事業者提案に基づき廃道手続きに入ることになりますが、令和4年度中を想定しています。
148	実施方針	27	第4	1	(2)	ア	(7)	建築整備施設 (その他)	陸上競技場等の概要「その他」において、連絡橋の建替え及びその周辺の付属施設の改修を行うとありますが、付属施設とは何を指すのか具体的に教示頂けますでしょうか。	外構やインフラ等です。
149	実施方針	27	第4	1	(2)	ア	(7)	建築整備施設 (その他)	「その他」に「第2駐車場として現状と同程度の駐車台数を確保する」とありますが、この駐車場の整備可能な範囲をご教示いただけますでしょうか。	陸上競技場等の整備範囲です。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
150	実施方針	27	第4	1	(2)	ア	(7)	建築整備施設 (その他)	要求水準書(案)添付資料7「諸室の要求事項一覧」に「駐車場関連施設」とありますが、これらを整備すれば、この第2駐車場同程度に該当するのでしょうか。または、別途必要ということでしょうか。	前段のとおりです。
151	実施方針	27	第4	1	(2)	ア	(7)	建築整備施設 (宿泊研修棟、屋外トイレ、北連絡橋)	改修対象となる施設の位置および図面等をお示しください。	入札説明書等に示します。
152	実施方針	27	第4	1	(2)	ア	(7) (イ)	建築整備施設 公園整備施設 (市道)	「市道」について廃道を予定するとなっておりますが、廃道手続きは貴市が実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行っていただきます。
153	実施方針	27,28	第4	1	(2)	ア	(7) (イ)	建築整備施設 公園整備施設 (市道)	表中に瑞穂陸上競技場東側の道路が記載されていませんが、どのような位置づけの道路になるのでしょうか。	道路法上の認定道路ではなく、道路交通法、道路運送法上の道路となります。
154	実施方針	28	第4	1	(2)	ア	(イ)	公園整備施設 (市道)	「廃道に伴い、交通処理の対応が必要な箇所については、協議の上、必要な整備を行う。」とあります。入札公告の時点では廃道の具体的な内容が確定していないため、事業者は整備費用を見込むことは難しいと考えます。つきましては、貴市から一旦廃道後の具体的な仕様をご提示いただき、その具体的な仕様に対して事業者は整備費用を見込むという形としていただけませんか。	No.144の回答を参照ください。
155	実施方針	28	第4	1	(2)	イ		主要な既存施設	既存施設(可能であれば、施設毎)において、日最大利用人数、年間利用人数がわかる資料があれば、ご提供ください。	入札説明書等に示します。
156	実施方針	29	第4	1	(2)	イ		体育館(建設中)	①維持管理運営開始期間は令和5年4月からであり、施設の供用開始も同時期という理解でよろしいでしょうか。 ②現時点での市もしくは現指定管理者において想定している収支計画をお示し頂けますでしょうか。	①維持管理運営開始期間はご理解のとおりです。供用開始は令和3年度中を予定しています。 ②入札説明書等に示します。
157	実施方針	30	第4	1	(3)	ア		都市計画等に係 る基本条件	別途都市公園による建築面積の基準をご提示願います。	No.158の回答を参照ください。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
158	実施方針	30	第4	1	(3)	イ		都市計画等の変更予定	令和3～4年度を予定し都市計画が変更とされてます。本対象地が影響を受ける予見があればお示し下さい。	令和3～4年度に以下に示す都市計画等の変更を予定しています。 ・公園内一部道路の廃道などにより、一般車両の進入を抑止します。 ・公園の大部分を想定して、特別用途地区「スポーツ・レクリエーション地区(仮称)」を定め、観覧場の用途制限と駐車場の面積要件を緩和する予定です。なお、駐車場については階数の緩和は予定していません。また、観覧場については面積等の制限は予定していません。 ・公園整備の進捗に伴い、公園の一部用途地域等の変更を検討しています。 ・必要条例を改正し、運動・教養施設等の建築面積の割合(10%)、運動施設の敷地の割合(50%)を緩和します。 詳細については入札説明書等に示します。
159	実施方針	30	第4	1	(3)	イ		都市計画等の変更予定	施設計画等の前提と想定されるため、予定されている内容をご提示願います。	No.158の回答を参照ください。
160	実施方針	30	第4	1	(3)	イ		都市計画等の変更予定	特別用途地区「スポーツ・レクリエーション地区(仮称)」について、用途制限の緩和の具体的な内容をご教示願います。	No.158の回答を参照ください。
161	実施方針	30	第4	1	(3)	イ		都市計画等の変更予定	「特別用途地区「スポーツ・レクリエーション地区(仮称)」を都市計画決定し、観覧場及び駐車場の用途制限を緩和する。」とありますが、特別用途地区の具体的な範囲と、用途制限の緩和内容をご教示頂けますでしょうか。	No.158の回答を参照ください。
162	実施方針	30	第4	1	(3)	イ		都市計画等の変更予定	観覧場及び駐車場の用途制限の緩和内容をお示しください。	No.158の回答を参照ください。
163	実施方針	30	第4	1	(3)	イ		都市計画等の変更予定	「公園整備の進捗に伴い、一部用途地域等の変更を予定する。」とありますが、変更内容を具体的にご教示願います。	No.158の回答を参照ください。
164	実施方針	30	第4	1	(3)	イ		都市計画等の変更予定	「一部用途地域等の変更を予定している。」とありますが、主旨・内容について具体的にご教示頂けますでしょうか。	No.158の回答を参照ください。
165	実施方針	30	第4	1	(3)	イ		都市計画等の変更予定	用途地域等の変更とは具体的にどのような変更を想定されていますでしょうか。	No.158の回答を参照ください。
166	実施方針	30	第4	1	(3)	イ		都市計画等の変更予定	「必要条例を改正し、運動・教養施設等の建築面積の割合、運動施設の敷地の割合を緩和する。」とありますが、割合の緩和について、具体的にご教示願います。	No.158の回答を参照ください。
167	実施方針	30	第4	1	(3)	イ		都市計画等の変更予定	「運動・教養施設等の建築面積の割合、運動施設の敷地の割合を緩和する。」とありますが、具体的な緩和内容をご教示頂けますでしょうか。	No.158の回答を参照ください。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
168	実施方針	30	第4	1	(3)	イ		都市計画等の変更予定	「必要条例を改正し、運動・教養施設等の建築面積の割合、運動施設の敷地の割合を緩和する。」とありますが、想定している上限の建築面積、もしくは建蔽率のベースとなる敷地面積の目安があればご教示頂けますでしょうか。	No.158の回答を参照ください。
169	実施方針	30	第4	1	(3)	イ		都市計画等の変更予定	建ぺい率について、現在の建蔽率上限と緩和後の建蔽率上限及び現在の施設による建蔽率をお示しください。	No.158の回答を参照ください。
170	実施方針	30	第4	1	(3)	イ		都市計画等の変更予定	都市計画等の変更について、具体的なスケジュールをご提示願います。	No.158の回答を参照ください。
171	実施方針	30	第4	1	(3)	イ		都市計画等の変更予定	新たに設置することができる民間収益施設の建築面積について、上限などございましたらご教示頂けますでしょうか。	No.33の回答を参照ください。
172	実施方針	30	第4	1	(3)	イ		都市計画等の変更予定	都市計画等の変更について、都市計画決定の遅れ、条例改正の議会での否決に伴う整備業務の遅延及び追加費用発生に係るリスクは、貴市が負担されると理解してよろしいでしょうか。	別紙2 リスク分担表によります。
173	実施方針	32	第6	1				基本的な考え方	「～、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。」とありますが、事前に想定することが困難で事業契約書に列挙されていない事由により事業の継続が困難となった場合は、市及び事業者にて、事業継続の可否について協議を行うという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
174	実施方針	32	第6	1				基本的な考え方	事業契約書に添付される事業継続が困難となる事由の具体的列挙は貴市にて作成されるのでしょうか。 それとも事業者の意見も汲み上げて頂けるのでしょうか。 また各事由に対する措置は貴市にて作成されるのでしょうか。 それとも事業者の意見も汲み上げて頂けるのでしょうか。	入札説明書等に示します。
175	実施方針	32	第6	2	(1)			事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	貴市に生じた損害の賠償範囲は通常損害の範囲内との認識でよろしいでしょうか。	入札説明書等に示します。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
176	実施方針	32	第6	2	(2)			市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	事業契約解除時における損害賠償の記載がございますが、ペナルティ(違約金)はどのように想定されてみえますでしょうか。プロジェクトファイナンスの調達においては、金融機関からSPCに違約金相当分のキャッシュリザーブをお願いされるケースがございますため、入札価格の抑制も含めて、事業の効率化の観点からは違約金は小額の方が良いと考えます。	入札説明書等に示します。
177	実施方針	32	第6	2	(2)			市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	事業者が生じた損害の賠償範囲は通常損害の範囲内との認識でよろしいでしょうか。	入札説明書等に示します。
178	実施方針	32	第6	3				金融機関と市との協議	事業者がプロジェクトファイナンスにて資金調達を行う場合には、金融機関との直接協定を締結いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	実施方針	33	第7	1				法制上及び税制上の措置に関する事項	「指定管理制度運用に関する指針」によると、利用料金制が導入される施設では、施設に係る収支計画における支出総額(事業所税に係る金額を除く。)に対する利用料金収入の比率が5割を超える場合、指定管理者に事業所税が課税されるとなっておりますが、本事業にも当該指針が適用されると考えてよろしいでしょうか。適用される場合、①納税者、②課税対象、③民間提案施設の扱いについて、明確な基準をご教示願います。事業所税が課税される場合、入札価格に大きな影響が出ますので、競争の公平性確保のためにも、条件の明確化をお願いいたします。	入札説明書等に示します。
180	実施方針	33	第7	2	(1)			建設段階における建設費の一部支払	設計・建設期間に支払われる建設費とは、各年度の出来高に対する比率で計算するのでしょうか。また比率はおおよそ何割程度かお示し頂けないでしょうか。	入札説明書等に示します。
181	実施方針	33	第7	2	(1)			建設段階における建設費の一部支払	建設費の一部支払いの想定金額をご教示頂けますでしょうか。	入札説明書等に示します。
182	実施方針	33	第7	2	(2)			その他財政上及び金融上の支援	日銀の低金利政策が継続されておりますが、PFIで一般化しているゼロフロア設定(金利がマイナス時にはゼロとみなす)は本事業においても認められると考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等に示します。
183	実施方針	34	第8	1				情報公開及び情報提供	事業提案書類は、情報公開請求の対象から外していただけないでしょうか。提案書は、応募者の独自の技術・ノウハウを結集して作成するものです。公開される可能性がある場合、踏み込んだご提案をしづらくなります。	市が必要と認めて事業提案書の全部又は一部を公表する場合は、事業者の確認は行います。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
184	実施方針	34	第8	1				情報公開及び情報提供	本事業に関する情報公開請求があり貴市が条例により情報公開/提供を行う際は、提案書作成者への事前の承諾があるという理解で宜しいでしょうか。	No.183の回答を参照ください。
185	実施方針	36	別紙1					事業区域図	事業区域図が示されていますが、事業対象範囲は、当該区域内と考えてよろしいでしょうか。 ・山崎川沿いの植栽管理は含まれるのでしょうか。 ・山下通をはじめ、赤枠外の公道沿い歩道や構造物等は、対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 山崎川沿いの植栽管理は含みません。 赤枠外は対象外です。
186	実施方針	37	別紙2					共通リスク	要求水準変更に係るリスクについて記載されておきませんが、貴市の指示による要求水準変更に係るものは全て貴市負担という理解でよろしいでしょうか。	市の事由によるものについては、本市の負担と考えます。
187	実施方針	37	別紙2					共通リスク (許認可取得リスク)	市が取得される許認可項目のご教示をお願いします。	都市計画法に基づく事業認可等の取得があります。
188	実施方針	37	別紙2					共通リスク (法令・政策変更リスク)	「事業に直接影響を及ぼさない法令・政策の変更」は事業者のリスクとしていますが、どのような法令・政策を想定しているのでしょうか。 例えば、消防法の変更等で点検回数の増加しその分の増加費用等については、事業に直接影響を及ぼすものという認識で宜しいでしょうか。	市が負担者となる法令は、本事業特有の事項に適用される法令を指し、事業者が負担者となっている法令は、最低賃金の変更等、公園やスポーツ施設の維持管理管理を行う者に一般的に適用される法令を指します。
189	実施方針	37	別紙2					共通リスク (法令・政策変更リスク)	法令・政策変更リスクで、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法については、事業者にとっては無過失の責任負担にあたると考えられますので、貴市側の分担としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
190	実施方針	37	別紙2					共通リスク (税制変更リスク)	「税制変更リスク」について、運営収入の変動に伴う事業所税の課税リスクは、貴市にご負担いただけたと考えてよろしいでしょうか。「指定管理制度運用に関する指針」が適用される場合、支出総額に対する利用料金収入の比率によって課税の有無が変わりますが、長期にわたる収入を予測することは極めて困難です。事業者が当該リスクを負担する場合、リスク調整費による入札価格の上昇が予想されます。	ご意見として承ります。
191	実施方針	37	別紙2					共通リスク (税制変更リスク)	税制変更リスクで、広く一般的に適用される税制の変更については、事業者にとっては無過失の責任負担にあたると考えられますので、全ての法令変更によるリスクを貴市負担としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
192	実施方針	37	別紙2					共通リスク (税制変更リスク)	消費税、法人税以外で、事業に直接影響を及ぼす税制度の変更は、市負担でよろしいでしょうか。	事業に直接影響を及ぼす税制度の変更については市の負担とします。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
193	実施方針	37	別紙2					共通リスク (住民対応リスク)	共通リスクの「住民対応リスク」において、事業者が実施する業務に起因するものとありますが、新設される体育館の供用開始後に、設計および建設内容において住民対応が必要となった際には、市の主分担になると理解してよろしいでしょうか、ご教示ください。	ご理解のとおりです。
194	実施方針	37	別紙2					共通リスク (住民対応リスク)	要求水準書に起因する「住民対応リスク」、「環境リスク」は貴市分担のリスクとの理解でよろしいでしょうか。	市の事由によるものについては、本市の負担と考えます。
195	実施方針	37	別紙2					共通リスク (住民対応リスク)	住民対応リスク事業者が実施する業務に起因するものは事業者のリスク分担となっていますが今回の整備に伴い、地元・地域・市民等からの要望はありますか。	現時点での地元・地域・市民等からの要望については、マスタープランやタウンミーティングの内容をご覧ください。
196	実施方針	37	別紙2					共通リスク (環境リスク)	環境リスクとして挙げられる項目には例えばどのようなものが該当するのでしょうか。	水質・土壌、大気、化学物質、騒音・振動・悪臭、廃棄物、生物多様性の保全、景観、温室効果ガス、ヒートアイランド現象、日照障害などの周辺環境へ与える環境要素などになります。
197	実施方針	37	別紙2					共通リスク (環境リスク)	環境リスクについて、貴市において想定されている具体的内容をご提示いただけますでしょうか。	No.196の回答を参照ください。
198	実施方針	37	別紙2					共通リスク (環境リスク)	「市の事由によるもの」と「事業者の事由によるもの」とに分けて規定している各種リスク(環境リスク・第三者賠償リスク等)について、事業者が善良な管理者としての注意義務を果たしたとしても避けることができない問題に関しては、貴市にてリスクを負担いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	善良な管理者としての注意義務を果たした場合においても、原案のとおりとします。
199	実施方針	37	別紙2					共通リスク (整備事業中止・延期・遅延リスク)	貴市及び事業者双方の責めに帰すべき事由以外(不可抗力を含むがこれに限らず)により、整備事業が中止・延期・遅延した場合の取扱いについて御教示いただけますでしょうか。	市との協議になります。
200	実施方針	37	別紙2					共通リスク (整備事業中止・延期・遅延リスク)	整備事業中止・延期・遅延リスクについて、不可抗力によるものは、下段の不可抗力リスクに含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力による場合は不可抗力リスクのとおりとします。
201	実施方針	37	別紙2					共通リスク (第三者賠償リスク)	第三者賠償リスクについて、貴市、事業者のいずれの責にも帰さない事由による第三者賠償請求がいずれかになされた場合の負担について、貴市の考え方をお聞かせいただけますでしょうか。	市、事業者のいずれの責にも帰さない事由による第三者賠償リスクについては、当該事象に応じて市と事業者の協議により対応を決定します。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
202	実施方針	37	別紙2					共通リスク (第三者賠償リスク)	既存施設等に関して、維持管理運営期間中に施設整備の瑕疵を原因とする第三者事故が発生した場合、第三者への賠償金、補修費等の増加費用・損害は貴市にて負担していただけたとの理解でよろしいでしょうか。事業者は施設管理に関して、善管注意義務を果たしていることを前提にお伺いします。	ご理解のとおりです。
203	実施方針	37	別紙2					共通リスク (金利変動リスク)	事業契約締結時は貴市からご指示の基準金利を用い、最初の基準金利決定との差額は貴市にて全額ご負担頂けるものと理解していますが、事業者欄に▲が記されているのはどのような例を想定されていますでしょうか。	実施方針を修正し、▲は削除します。
204	実施方針	37	別紙2					共通リスク (金利変動リスク)	「事業契約締結から最初の基準金利決定日までの金利変動による費用の増加等」について、事業者側が従分担となっておりますが、具体的に事業者リスクに該当するものは何を想定しているのでしょうか。	No.203の回答を参照ください。
205	実施方針	37	別紙2					共通リスク (金利変動リスク)	整備業務にかかる対価が割賦払いの場合、基準金利の下限は0%であるという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等に示します。
206	実施方針	37	別紙2					共通リスク (用地の契約不適合リスク)	事業を進めるにあたり、埋蔵文化財の立会調査が必要となった場合、調査業務は名古屋市に委託することになるのでしょうか。もしくは受注者側で対応することになるのでしょうか。また、それぞれの場合の費用は、リスク分担と同様、名古屋市の負担となるのでしょうか。	埋蔵文化財の立会調査は、本市が実施します。事業者は立会調査の実施に際し、調査が適切かつ円滑に行われるよう、本市に全面的に協力するものとします。
207	実施方針	37	別紙2					共通リスク (用地の契約不適合リスク)	事業を進めるにあたり発掘調査の実施が必要となった場合、調査業務は名古屋市に委託することになるのでしょうか。もしくは受注者側で対応することになるのでしょうか。また、それぞれの場合の費用は、リスク分担と同様、名古屋市の負担となるのでしょうか。	No.206の回答を参照ください。
208	実施方針	37	別紙2					共通リスク (用地の契約不適合リスク)	事業を進めるにあたり埋蔵文化財の試掘調査が必要となった場合、調査業務は名古屋市に委託することになるのでしょうか。もしくは受注者側で対応することになるのでしょうか。また、それぞれの場合の費用は、リスク分担と同様、名古屋市の負担となるのでしょうか。	「要求水準書」87頁の、既存施設撤去工事に先立つ試掘調査については、既存施設撤去工事が埋蔵文化財に影響を与えないよう、事前に埋蔵文化財の範囲・内容等を把握するため、本市学芸員の監督・立会いのもと、事業者が実施します。
209	実施方針	37	別紙2					共通リスク (用地の契約不適合リスク)	「事業用地」の具体的な定義がありませんので明示頂けますでしょうか。	事業用地とは別紙1(2)事業区域図に示す事業区域を指します。
210	実施方針	37	別紙2					共通リスク (不可効力リスク)	「不可抗力リスク」に関して、事業者が従分担となっておりますが、この意図をご教示ください。	不可抗力は市も完全にはコントロールすることはできないため、主分担と従分担に分けています。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
211	実施方針	37	別紙2					共通リスク (不可効力リスク)	対称となるリスクは、「戦争、暴動、天災等の事由によるもの。」とされていますが、昨今の新型コロナウイルス感染症による影響が予測不可能なため、事業者は不可抗力対策費用を通例よりも更に高く見積もらざるを得ません。VFMアップのためにも事業者負担は無しにさせていただきますようお願いいたします。	新型コロナウイルス感染症による影響も不可抗力リスクと整理し、原案のとおりとします。
212	実施方針	37	別紙2					共通リスク (不可効力リスク)	不可抗力リスクについて、疫病等も含まれると理解してよろしいでしょうか。	No.211の回答を参照ください。
213	実施方針	37	別紙2					共通リスク (不可効力リスク)	今般のCOVID-19等の伝染病も不可抗力に該当するとの認識でよろしいでしょうか。	No.211の回答を参照ください。
214	実施方針	37	別紙2					共通リスク (不可効力リスク)	不可抗力リスクに含めらる内容として、今般の感染症予防・対策リスクは含まれているという理解で宜しいでしょうか？	No.211の回答を参照ください。
215	実施方針	37	別紙2					共通リスク (不可効力リスク)	不可抗力リスクについて、疫病の流行に伴うリスクも不可抗力リスクに含まれるという認識でよろしいでしょうか。	No.211の回答を参照ください。
216	実施方針	37	別紙2					共通リスク (不可効力リスク)	昨今の新型コロナウイルス対応に伴う営業自粛など、疫病による事業への影響が発生した場合は需要変動リスクでは無く、不可抗力リスクまたは通常予測不可能な事由に該当して協議の対象となる理解で宜しいでしょうか。	No.211の回答を参照ください。
217	実施方針	37	別紙2					共通リスク (不可効力リスク)	不可抗力リスクの内容として「戦争、暴動、天災等の事由によるもの」と記載されておりますが、感染症の流行についても不可抗力リスクの内容に該当するという認識でよろしいでしょうか。	No.211の回答を参照ください。
218	実施方針	37	別紙2					共通リスク (不可効力リスク)	感染症対策(コロナウイルス)などの緊急事態のようなものは不可抗力リスクに該当するという認識で宜しいでしょうか。 また、上記のような事象が発生した時に、貴市の指示において閉館・営業停止となった場合、利用料収入が減少し、従業員などの雇用維持にかかる経費が発生して指定管理者の収益を圧迫しますが、このような事態には、別途補填等の対策をしていただけますでしょうか。	この度の感染症対策などの緊急事態は不可抗力リスクとなります。このような事態が発生した場合は、市及び事業者によるリスク分担となります。
219	実施方針	37	別紙2					共通リスク (不可効力リスク)	今回のコロナのような緊急事態が発生した場合、自治体の自粛要請により各種スポーツやイベントの中止多発すると思われますが、その場合の収入リスクは貴市が負うと考えてよいですか。	不可抗力による場合は不可抗力リスクのとおりとします。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
220	実施方針	37	別紙2					共通リスク (不可抗力リスク)	今回のコロナでは、建設現場のクラスター感染も危惧される ところですが、その他、建設資材の確保が困難になるなどにより、 期限までに建設工事が完了しなかった場合、事業者だけが責任を負うことは合理的ではないと考えますが、貴市の考えをお示しください。	この度の全世界的な感染症事案や大規模災害等による不可抗力は建設現場におけるやむを得ない事象と考えます。 その他、建設資材の確保が困難な状況は事業者にて代替の建設資材確保などリスク回避が可能なものについては事業者による責任となります。
221	実施方針	37	別紙2					共通リスク (不可抗力リスク)	「事業契約書に定める一定の金額以下は事業者が負担、それを超える金額については、市が負担する」ことについて、この一定の金額は、不可抗力事案毎に設けられるものではなく、発生した年度中の全ての不可抗力事案の累積金額という理解でよろしいでしょうか。	不可抗力リスクに係る一定の金額については、不可抗力事案ごとに設けられるものであり、複数の不可抗力の場合は相関関係を市と事業者にて協議して取扱を決定します。
222	実施方針	37	別紙2					共通リスク (不可抗力リスク)	不可抗力リスク分担は、入札公告時までに具体的な負担割合を明示頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	不可抗力リスクにおける分担は、発生しうる事案、規模等によって対応が異なることが想定されるため、負担割合はその事案において協議の上、決定するものと考えます。
223	実施方針	37	別紙2					共通リスク (不可抗力リスク)	不可抗力における一定金額等の詳細についてご教示ください。	入札説明書等に示します。
224	実施方針	37	別紙2					共通リスク (公園利用者への損害リスク)	事業者の責めに帰すべき事由とは、要求水準の未充足との理解でよろしいでしょうか。	要求水準の未充足等、事業者の責めに帰すべき事由です。
225	実施方針	38	別紙2					事業契約締結前におけるリスク (契約リスク)	事業契約締結前におけるリスク・契約リスクに記載のされている、市及び事業者のいずれにも帰責できない事由により、議会の議決が得られない場合とは、具体的にどういったケースを想定されていますでしょうか。具体的にお願いします。	議会の議決については、市及び事業者にてコントロールできない部分もあることから、原案のとおり整理としています。
226	実施方針	38	別紙2					事業契約締結前におけるリスク (契約リスク)	事業契約が締結できない場合、それまでの期間に要した貴市及び事業者双方の費用についても、相互に債権債務を負担しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
227	実施方針	38	別紙2					事業契約締結前におけるリスク (契約リスク)	契約手続きが遅延した場合、遅延期間に相当する期間で引渡日が遅延することが想定されますが、当該引渡の遅延は事業者帰責事由ではないとの理解でよろしいでしょうか。	事業遅延リスクは事由を引き起こした者がリスクを負担します。
228	実施方針	38	別紙2					事業契約締結前におけるリスク (契約リスク)	契約リスクについて、議会の議決が得られないリスク及びそれに伴い事業者に発生する費用については、貴市負担としていただけないでしょうか。	ご意見として承ります。
229	実施方針	38	別紙2					整備におけるリスク (測量・調査リスク)	市側で実施される測量・調査項目のご教示をお願いします。	入札説明書等に示します。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
230	実施方針	38	別紙2					整備におけるリスク (測量・調査リスク)	リスク分担では、事業者が実施する調査のリスクは事業者負担となっていますが、要求水準書(案)P.87(3)スでは、既存施設撤去工事に先立ち、事業者にて埋蔵文化財の試掘調査を実施する旨の記載があります。埋蔵文化財の発見は事業者には予見し得ない事象のため、工事延長等にかかる費用等は貴市にて負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	埋蔵文化財の発見等による工期の遅延については、市と事業者による協議により対応を決定します。
231	実施方針	38	別紙2					整備におけるリスク (建設工事中止・延期・遅延リスク)	建設工事中止・延期・遅延リスクについて、不可抗力によるものは、前ページのの不可抗力リスクに含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力による場合は不可抗力リスクのとおりとします。
232	実施方針	38	別紙2					整備におけるリスク 維持管理運営におけるリスク	瑞穂公園内の一部などは、水害が発生しやすい立地条件と認識しております。不可抗力の定義は、一般的に通常予見できない範囲外の天災・その他人為的なもので、いずれの責めに帰すことができないものを指すと認識しております。これまでの実績に関して地形・排水能力など主たる要因は不明ですが、善管注意義務を果たした上で起こりうる水害(自然災害)については、市にてご負担いただけないでしょうか。	No.231の回答を参照ください。
233	実施方針	38	別紙2					整備におけるリスク (整備期間の物価変動リスク)	「整備期間中の物価変動リスク」及び「維持管理運営期間の物価変動リスク」において、「上記以外の範囲内の物価変動に伴うもの」との記載がございますが、貴市にて想定されている数値や指標はございますでしょうか。 ない場合には、疑義を避けるため、定めて頂きますようお願い致します。	入札説明書等に示します。
234	実施方針	38	別紙2					整備におけるリスク (整備期間の物価変動リスク)	整備におけるリスクにて、急激な物価変動に伴うものとの記載がございますが、改定の時期と改定の方法を具体的にお示しいただけないでしょうか。PFI事業他事例では、事業契約締結日から着工前の期間と、建設期間中に改定が認められ、指標値の比較で1.5%を超える物価変動がある場合は、1.5%を超える部分だけではなく、1.5%分も含めてサービス購入費を見直す事例が多いと認識しております。	入札説明書等に示します。
235	実施方針	38	別紙2					整備におけるリスク (整備期間の物価変動リスク)	整備期間において、急激な物価変動とは、どの程度を想定されていますでしょうか。具体的な指標があればご教示願います。	入札説明書等に示します。
236	実施方針	38	別紙2					整備におけるリスク (整備期間の物価変動リスク)	急激な物価変動リスクは貴市の負担となっておりますが、急激な人件費変動も含まれますでしょうか。	入札説明書等に示します。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
237	実施方針	38	別紙2					整備におけるリスク (整備期間の物価変動リスク)	市の負担となる急激な物価変動リスクと事業者負担となる物価変動リスクとの明確な区分をご教示ください。	入札説明書等に示します。
238	実施方針	38	別紙2					整備におけるリスク (整備期間の物価変動リスク)	昨今の建設市況を踏まえると建設物価高騰は大きなリスクと考えます。 ついては、入札時と設計建設期間各段階での物価指標比較によるサービス対価改訂の基準や計算方法を定めて頂けないでしょうか。	入札説明書等に示します。
239	実施方針	38	別紙2					整備におけるリスク (整備期間の物価変動リスク) (維持管理運営期間の物価変動リスク)	「急激な物価変動(インフレ・デフレ)に伴うもの」の具体的な条件は事業契約上で明示いただけるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
240	実施方針	38	別紙2					整備におけるリスク (工事費増大リスク)	「上記以外の工事費の増大」とありますが、貴市の指示以外の工事増大について具体的に想定している事項がございましたらご教示頂けますでしょうか。また、貴市の指示による工事費の増大のうちに、市民意見に基づく設計変更等も含まれるという理解で宜しいでしょうか。	前段については、事業者の判断・提案による工事内容の変更等が想定されます。 後段については、ご理解のとおりです。
241	実施方針	38	別紙2					維持管理運営におけるリスク (維持管理運営期間の物価変動リスク)	「急激な物価上昇(インフレ・デフレ)に伴うもの」とは、どのような指標を使用するのでしょうか。 また、急激とはどれくらいの変動があった場合の事を指すのでしょうか。基準をお示しください。 例:〇〇指標 前回改定から±〇% など具体的にご教示願います。	入札説明書等に示します。
242	実施方針	38	別紙2					維持管理運営におけるリスク (維持管理運営期間の物価変動リスク)	維持管理運営期間において、急激な物価変動とは、どの程度を想定されていますでしょうか。具体的な指標があればご教示願います。	入札説明書等に示します。
243	実施方針	38	別紙2					維持管理運営におけるリスク (施設損傷リスク)	事業者に善管注意義務違反がない場合とは、事業者に要求水準未達がない場合と理解してよろしいでしょうか。	事業者に要求水準未達がない場合等、事業者に善管注意義務違反がない場合です。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
244	実施方針	38	別紙2					維持管理運営におけるリスク (施設損傷リスク)	「第三者に起因するもの」※事業者に善管注意義務違反がない場合、市が負担する。」とありますが、善管注意義務を違反していない場合は、本件事業の維持管理・運営業務の要求水準書に基づいて市と協議の上作成する業務計画書の通りに事業者が、業務不履行なく業務を実施していれば足りるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
245	実施方針	38	別紙2					維持管理運営におけるリスク (施設損傷リスク)	小項目：施設損傷リスクに「経年劣化」は市の分担となっていますが、39頁小項目「修繕リスク」とはリンクしているのでしょうか。また、給水管等の経年劣化による漏水に伴う修繕や漏水に伴う水道料金等は、市の負担と理解してよろしいでしょうか。	リンクしています。漏水に伴う修繕についても修繕リスクの分担によります。漏水に伴う水道料金については、上下水道局からの還付で対応してください。
246	実施方針	38	別紙2					維持管理運営におけるリスク (施設損傷リスク)	維持管理運営における「経年劣化」リスクは市が負担となっておりますが、具体的に市が負担するリスクの内容(想定される事例)をご教示願います。	本事業において事業者が整備していない箇所は市、本事業において事業者が整備した箇所は事業者の負担となりますので、実施方針を修正します。
247	実施方針	38	別紙2					維持管理運営におけるリスク (施設損傷リスク)	「経年劣化」リスクは貴市が負担となっておりますが、具体的に貴市が負担するリスクの内容(想定される事例)をご教示ください。	No.246の回答を参照ください。
248	実施方針	39	別紙2					維持管理運営におけるリスク (修繕リスク)	「本事業において事業者の施工した箇所」は、1件2,500千円を超える修繕であっても事業者が実施するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
249	実施方針	39	別紙2					維持管理運営におけるリスク (修繕リスク)	「本事業において事業者の施工した箇所」であるかないかに関わらず、いわゆる大規模修繕は本事業の範囲外との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。実施方針を修正します。
250	実施方針	39	別紙2					維持管理運営におけるリスク (修繕リスク)	本事業において事業者の施工した箇所の修繕リスクのうち、大規模修繕は貴市のリスク負担という考え方でよろしいでしょうか。	No.249の回答を参照ください。
251	実施方針	39	別紙2					維持管理運営におけるリスク (修繕リスク)	修繕リスクについて、本事業において事業者の施工した箇所が、事業者の負担となっておりますが、要求水準(案)P.119に「原形を変ずる修繕及び模様替を除く」と記載があることから、大規模修繕は、業務に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	No.249の回答を参照ください。
252	実施方針	39	別紙2					維持管理運営におけるリスク (修繕リスク)	1件あたり2,500千円以下の修繕は事業者リスクとなっておりますが、どのように1件あたりの価格を判定するのかなど、手続きの流れをお示しください。	見積りを徴収してください。
253	実施方針	39	別紙2					維持管理運営におけるリスク (修繕リスク)	1件2,500千円を超える修繕の見積もり判断方法が不明瞭です。公平性を持つために、貴市と事業者両社で協議という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
254	実施方針	39	別紙2					維持管理運営におけるリスク (修繕リスク)	本事業において事業者の整備していない箇所、とありますが、該当しない箇所でも貴市で負担いただくべき項目もあると考えますが、全て事業者の負担になりますか。	入札説明書等に示します。
255	実施方針	39	別紙2					維持管理運営におけるリスク (修繕リスク)	1件あたり2,500千円以下の修繕は事業者負担となっていますが、件数の上限はないのでしょうか？上限がないと2,500千円以下の修繕は無限に事業者の負担となりリスクが過大であると共に、入札価格の設定が困難になります。	入札説明書等に示します。
256	実施方針	39	別紙2					維持管理運営におけるリスク (修繕リスク)	現在公表されている資料では、既存施設において過去にどのような修繕を行ってきたのか状態が不明です。そのような状況では、事業者として修繕リスクを高めにも見込まざるをえず、結果として入札価格の高騰につながります。つきましては、①修繕費を見込むために過去の修繕履歴の分かる資料を開示いただくこと、②現場見学会をすることの2点をご検討いただけますようお願いいたします。	入札説明書等に示します。
257	実施方針	39	別紙2					維持管理運営におけるリスク (修繕リスク)	修繕リスクについて、事業者の整備していない箇所、かつ、1件あたり2,500千円以下の修繕費の事業期間中の合計額の見込みを提示いただけないでしょうか。	入札説明書等に示します。
258	実施方針	39	別紙2					維持管理運営におけるリスク (修繕リスク)	2,500千円は税抜き金額でしょうか。	2,500千円は税込みの金額です。
259	実施方針	39	別紙2					維持管理運営におけるリスク (光熱水費リスク)	光熱水費リスクについて、市の事由のもの、事業者の事由のものを、それぞれ具体的に明示いただけないでしょうか。	前者は、市の指示による供用日数や供用時間の変更等、後者は、事業者の提案による事業の拡大等が想定されます。
260	実施方針	39	別紙2					維持管理運営におけるリスク (光熱水費リスク)	光熱水費リスクの市の事由によるものと事業者の事由によるものとを具体的に示してください。	No.259の回答を参照ください。
261	実施方針	39	別紙2					維持管理運営におけるリスク (光熱水費リスク)	「光熱水費リスク」について、市及び事業者双方の事由でない場合は、貴市に負担していただけるとの理解で宜しいでしょうか。	入札説明書等に示します。
262	実施方針	39	別紙2					維持管理運営におけるリスク (光熱水費リスク)	「光熱水費リスク」について、市及び事業者以外の事由による変動があった場合(例:電気料金の高騰等)は、負担者は協議でしょうか。	光熱水費の変動に関する考え方については入札説明書等に示します。
263	実施方針	39	別紙2					維持管理運営におけるリスク (イベント等の事業の中止・延期リスク)	イベント等の事業の中止・延期リスクについて、市の指示による閉館・営業停止の要請・指示等があった場合には、利用料等における逸失利益(売上)も補填いただけてと考えてよろしいでしょうか。	市との協議によります。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
264	実施方針	39	別紙2					維持管理運営におけるリスク (イベント等の事業の中止・延期リスク)	「市の指示に基づき事業を中止・延期し、損害が発生したものは貴市の負担になっていますが、ご負担頂ける対象はそれまでに掛かった費用と得べかりし利益と考えてよろしいでしょうか。 また今回の新型コロナウイルスによる行政の要請(強制ではない)も対象になると考えてよろしいでしょうか。	市との協議によります。
265	実施方針	39	別紙2					維持管理運営におけるリスク (イベント等の事業の中止・延期リスク)	現在問題となっている新型コロナウイルスなどの疫病による場合は貴市の指示で中止・延期した場合でなくても不可抗力に該当するという認識でよろしいでしょうか。	No.211の回答を参照ください。
266	実施方針	39	別紙2					その他のリスク (需要変動リスク)	不可抗力や通常予測不可能な事由と御座いますが、各種事象が発生した際に、貴市と当該事象が不可抗力若しくは通常予測不可能な事象であったかを御協議するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
267	実施方針	39	別紙2					その他のリスク (需要変動リスク)	各年のJリーグ観客数はリスク分担表のその他のリスク、需要変動リスク予測不可能な事由と考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等に示します。
268	実施方針	39	別紙2					その他のリスク (需要変動リスク)	名古屋グランパスエイトへの現状の競技場の貸付料をご教示いただけますか。 また、名古屋グランパスエイトへの競技場の貸付料について入札価格ではどのように見込めばよろしいでしょうか。	瑞穂公園条例のとおりです。
269	実施方針	39	別紙2					その他のリスク (需要変動リスク)	名古屋グランパスエイトのホームグラウンドが瑞穂陸上競技場から移転した際の需要変動について、事業者が負担するには過大と思われますので、貴市負担としていただけますようお願いいたします。	入札説明書等に示します。
270	実施方針	39	別紙2					その他のリスク (需要変動リスク)	事業期間の間に、現在J1リーグに所属する名古屋グランパスエイトがJ2リーグ以下に降格することも想定されます。 J1リーグとJ2リーグでは観客動員数も大きく変わるため、当該需要変動リスクを事業者が負担することは難しいと考えます。つきましては、当該リスクについて貴市負担としていただけますようお願いいたします。	入札説明書等に示します。
271	実施方針	39	別紙2					その他のリスク (需要変動リスク)	需要変動リスクが事業者の負担となっておりますが、長期にわたる収入を予測することは極めて困難です。一定期間(例えば、5年毎)に運営収入の見通しについて、協議の上、見直す仕組みにしていただけませんか。	不可抗力による場合は不可抗力リスクのとおりとします。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
272	実施方針	39	別紙2					その他のリスク (需要変動リスク)	需要変動リスクについて、不可抗力は主分担が貴市となっているため、不可抗力による需要変動に関するリスクは貴市の負担としていただけないでしょうか。	不可抗力による場合は不可抗力リスクのとおりとします。
273	実施方針	39	別紙2					その他のリスク (陸上競技場の認定基準等変更)	「原則的に」とありますが、事業者には負担が求められるのかのような場合でしょうか。	入札説明書等に示します。
274	実施方針	39	別紙2					その他のリスク (Jリーグ規約等の変更)	「原則的に」とありますが、事業者には負担が求められるのかのような場合でしょうか。	入札説明書等に示します。
275	実施方針	39	別紙2					その他のリスク (Jリーグ規約等の変更)	Jリーグ規約等の変更による需要変動については市の負担とする、とありますが、ホームチームがJ2に降格、ホームグラウンドとして使用しなくなるなどの場合には収入に大きな影響も出ます。そのような場合も含まれる認識でよろしいですか。	入札説明書等に示します。
276	実施方針	39	別紙2					その他のリスク (Jリーグ規約等の変更)	小項目：Jリーグ 原則的に市負担とありますが、原則から外れる場合は、どのような場合でしょうか。また、市負担とは、具体的にどのようなものでしょうか。	入札説明書等に示します。
277	実施方針	39	別紙2					その他のリスク (Jリーグ規約等の変更)	「Jリーグ規約等の変更による需要変動及び維持管理運営費用増大リスク」について、Jリーグの試合数及び観客数の変動リスクが含まれると考えてよろしいでしょうか。	入札説明書等に示します。
278	実施方針	39	別紙2					その他のリスク (Jリーグ規約等の変更)	Jリーグ規約等の変更による需要変動及び維持管理運営費用増大リスクは「原則的に市負担」とされています。「Jリーグ規約等の変更」には、名古屋グランパスエイトのホームグラウンドの変更、リーグ降格、及びチーム解散等も含まれると理解してよろしいでしょうか。	入札説明書等に示します。
279	実施方針	39	別紙2					その他のリスク (付帯業務にかかるリスク)	事業用地中から産業廃棄物処理が必要な廃棄物が発生した場合、その処理費用は貴市負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
280	実施方針	39	別紙2					その他のリスク (付帯業務にかかるリスク)	募集時に受領した資料と事業者が調査した内容とに大きく差異があり、提案金額も含めた提案内容の見直しが必要となった場合には、提案内容を変更することが可能という理解でよろしいでしょうか。	参考資料は参考図です。事業者が調査した内容と大きく差異があり、提案金額も含めた提案内容の見直しが必要となった場合には、市と事業者で協議を行いその対応方法を決定します。
281	実施方針	39	別紙2					その他のリスク (付帯業務にかかるリスク)	「付帯業務」の具体的な定義がありませんので明示頂けますでしょうか。	自主事業に修正します。

■実施方針質問一覧

No.	書類名	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
282	実施方針	39	別紙2					その他のリスク	パークマネジメントに関連するリスクは発生しないものと考えてよろしいでしょうか。	別紙2 リスク分担表の各項目によります。
283	その他							駐車料金	本陸上競技場の収容人数増に比例し、車での来場者も増えることが見込まれるため、渋滞緩和策として料金改定も検討課題と考えます。料金を柔軟に変更、設定できるような条例を見直す予定はありますか。	瑞穂公園条例に基づいて利用料金を提案してください。